

(参考資料)

愛知県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する規則（平成20年広域連合規則第1号）の一部改正新旧対照表

| 改正後  | 改正前   |
|--|---|
| <p>(災害による減免)<br/>第31条 (略)<br/>2 前項の減免額は、保険料の額の全部を減免する場合を除き、<u>令第18条第1項第1号イの基礎賦課額及び同号ロの子ども・子育て支援納付金賦課額ごとに算出し、それぞれ100円未満の端数金額があるときは、当該端数金額を切り上げ、それらの合計額とする。</u></p> <p>(収入の減少による減免)<br/>第32条 1～3 (略)<br/>4 <u>第2項各号の減免額の算出については、前条第2項の規定を準用する。</u></p> | <p>(災害による減免)<br/>第31条 (略)<br/>2 前項の減免額に100円未満の端数金額があるときは、<u>その端数金額を切り上げる。</u></p> <p>(収入の減少による減免)<br/>第32条 1～3 (略)<br/>4 <u>第2項各号の減免額に100円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り上げる。</u></p> |